

別表二十の記載の仕方

- 1 この申告書は、法第82条第4号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等に属する内国法人が国際最低課税額に係る確定申告（法第82条の6第1項（国際最低課税額に係る確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。4において同じです。）及び地方税法第6条第2項（基準法人税額等）に規定する内国法人が特定基準法人税額に係る確定申告（地方法税法第24条の4第1項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。4において同じです。）又はこれらの申告に係る修正申告をする場合に記載します。
- 2 「最終親会社等の名称」及び「最終親会社等の所在地国」の各欄は、内国法人が前号の特定多国籍企業グループ等の法第82条第10号に規定する最終親会社等である場合には、記載を要しません。
- 3 「旧納税地及び旧法人名等」の欄は、納税地又は法人名に変更があった場合に、変更前の納税地又は法人名を記載します。なお、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載します。
- 4 「対象会計年度分の法人税 申告書」及び「課税対象会計年度分の地方法人税 申告書」の空欄は、国際最低課税額に係る確定申告及び特定基準法人税額に係る確定申告をする場合には「確定」と記載し、修正申告をする場合には「修正確定」と記載します。なお、期限後申告をする場合には、その旨を併せて記載します。